

市営住宅へのケーブルテレビの接続に関する取扱要領

1 定義

(1) ケーブルテレビ

地上波の再送信のほかBS・CSの放送等をケーブルにより行うものをいい、難視聴などによる地上デジタル放送の再送信のみを行うものは含まないものとする。

(2) 接続

市営住宅のテレビ共聴施設にケーブルテレビ放送施設を接続することにより入居者がテレビ放送を受信できるようにすること。

2 接続を承認する場合の要件

市営住宅へのケーブルテレビの接続については、市営住宅自治会の同意に基づくものとし、当該市営住宅の機能、美観その他第4項に定める条件を満たし、住宅管理上支障を来さない場合に限り承認するものとする。

3 承認申請手続き

ケーブルテレビの接続について承認申請をしようとするケーブルテレビ事業者は、市長に次の書類を提出しなければならない。

(1) 申請書

ケーブルテレビ接続承認申請書（別紙様式1）

（申請は、原則として市営住宅自治会ごとに行うものとする。）

(2) 添付書類

ア 当該市営住宅自治会の同意書（別紙様式2）

ケーブルテレビ事業者による市営住宅自治会への説明内容が確認できる書類を添付すること。

イ 計画配線図（平面図・系統図）、工程表

市営住宅の管理者（市から市営住宅管理を委託された者をいう。以下同じ。）の承認を得たもの

ウ その他必要と認める書類

4 接続承認にあたっての条件

接続承認申請にあたっては、次の条件を具備しなければならない。

(1) 接続に係る費用は、既存設備の使用を原則とし、保安器までをケーブルテレビ事業者が負担すること。

(2) ケーブルテレビを接続した後、市に新たな費用負担を生じないこと。

(3) 接続後の維持修繕は、保安器までをケーブルテレビ事業者が負担すること。ただし、増幅器、分配器、各戸までのケーブル、住戸内の端子の維持修繕についても、ケーブルテレビ事業者が行うことができる。その場合、あらかじめ市営住宅の管理者との連絡調整を行うものとする。

(4) ケーブルテレビ事業者は、維持修繕などの業務を第三者に再委託する場合、あらかじめ市の承諾を得るものとする。

(5) 地上波のみの受信（同時再放送）の場合、加入契約金等入居者の新たな負担を生じないこと。

(6) 住宅内の各棟の接続工事については、棟ごとに市営住宅の管理者の指導を受け実施

すること。また、既存の電話及び電気等の配線及び機能等への影響がないことをケーブルテレビ事業者が確認すること。

(7) 多チャンネル受信等のサービス契約は、入居者の任意とし、料金の支払い等に市は関与しないものとする。ケーブルテレビ事業者は、任意の契約を締結するための営業活動に当たっては、入居者の迷惑にならないよう行わなければならない。

(8) 希望しない入居者の住戸には立ち入らないこと。

(9) 多チャンネル受信等のサービス契約をしている入居者が退去する場合は、ケーブルテレビ事業者の責任において当該契約の解除及び自己の機器の撤去を行うものとする。

(10) 市営住宅自治会の同意を得るに当たっては、ケーブルテレビ事業者において入居者への説明を適切に行うこと。

(11) 増幅器等にかかる電力供給のための経費は、住宅内の共同施設にかかる共益費として、市営住宅自治会が負担するものであること。

5 承認書の交付

市長は、提出されたケーブルテレビ接続承認申請書について住宅管理上支障がないと認める場合には、次の条件を付してケーブルテレビ接続承認書（別紙様式3）を交付するものとする。

(1) 承認された設備以外は設置しないこと。

(2) 市営住宅管理上必要と認められる場合は、承認の全部又は一部を取り消し、これに基づいて市から指示があったときは、申請者の負担で原状に復すること。

(3) ケーブルテレビ接続後、加入者の増加等に伴う新たな配線等を必要とする場合は、その都度、市営住宅の管理者に工事施工届を提出すること。

(4) その他必要な事項

6 その他

(1) 承認事項及び条件に違反した場合、市営住宅管理上必要と認められる場合は、承認を取り消すことがある。

(2) この要領の内容について疑義が生じた場合ケーブルテレビ事業者は、あらかじめ市と協議するものとする。

附 則

1 この要領は、平成27年12月17日から施行する。

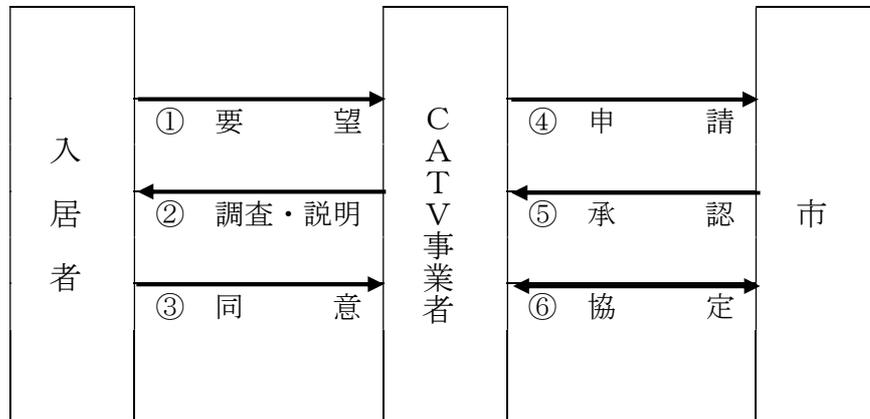
2 市営住宅への都市型ケーブルテレビ接続に関する要領（平成16年3月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

参 考

参 考 (導入フロー)



ケーブルテレビ接続承認申請書

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請事業者所在地

事業者名

次のとおり市営住宅へのケーブルテレビ接続の承認を申請します。

- 1 設置する住宅名 (棟別の場合は、対象棟番号まで)
- 2 設置予定日
- 3 添付書類
 - (1) 当該市営住宅自治会の同意書
 - (2) 計画配線図 (平面図・系統図)、工程表
(住宅全体のもので、市営住宅の管理者の承認を得たもの)

別紙様式2

同 意 書

市営 ○○ 住宅へのケーブルテレビの接続について別紙のとおりケーブルテレビ事業者から説明があり、検討したところ特段の支障はないものと思われますので当住宅[特定住棟の場合 第○～○号棟]へのケーブルテレビの接続に同意します。

なお、増幅器等にかかる電力使用料金について、当自治会が負担することを了承します。

ケーブルテレビ事業者名

所在地

名 称

接続対象の市営住宅

所在地

住宅名 市営 住宅

対象住宅 号棟～ 号棟

接続予定 令和 年 月 日

(宛先) 川崎市長

令和 年 月 日

住所

名称

会長

住宅自治会

印

添付資料 事業者から受けた説明の資料

ケーブルテレビ接続承認書

令和 年 月 日

様

川崎市長

印

令和 年 月 日付けをもって申請のあったケーブルテレビの接続については、次の条件を付して承認します。

- 1 設置する住宅名
- 2 条 件（裏面のとおり）

承認条件

- (1) 承認された設備以外は設置しないこと。
- (2) 市営住宅管理上必要と認められる場合は、承認の全部又は一部を取り消し、これに基づいて市から指示があったときは、申請者の負担で原状に復すること。
- (3) ケーブルテレビ接続後、加入者の増加等に伴う新たな配線等を必要とする場合は、その都度、管理者に工事施行届けを提出すること。
- (4) その他市長が別に定める事項を遵守すること。